

高岡市スポーツ少年団団員表彰規程

（目 的）

第1条 この規程は、高岡市スポーツ少年団本部（以下「少年団本部」という。）が、登録団員を表彰するに必要な事項を定めることを目的とする。

（表 彰）

第2条 少年団本部は、次の各号の何れかに該当する登録団員を表彰する。

- （1） リーダー・団員として、各種大会・行事に積極的に参加し他の模範となると認めた者。
- （2） 少年団本部が、表彰することを適当と認めた者。

（対象者）

第3条 登録の6年生団員とし、単位団指導者からの推薦があつた者。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、努力賞を授与して行う。

（時 期）

第5条 表彰は、毎年開催される高岡市スポーツ少年団大会時に行う。ただし、本部長が必要と認める場合は、随時行うことができる。

（附 則）

この規程は、令和5年10月19日から施行する。